

令和2年度

第4回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和2年7月10日(金)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階302会議室

出席委員

出席委員 11名 欠席委員 2名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	野間 保広	○	11	市成 信正	○
2	野田 富好	○	7	北崎 安行	×	12	友延都茂子	○
3	河野 孝也	×	8	川野元憲司	○	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	○			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	○			

農地利用最適化推進委員

0名（新型コロナウイルス感染拡大防止対策により出席自粛措置）

事務局職員

2名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 應利 晋矢

会議に付した事件

- 議案第20号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第21号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第22号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第25号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）について
- 議案第26号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農業用施設の届出について
- (3) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局 長	<p>第4回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 11 名、欠席委員 2 名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それではただいまから、令和 2 年度第 4 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、8 番：川野元委員及び 9 番：和泉委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 20 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>はい、それではご説明申し上げます。議案第 20 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1 ページからになります。</p> <p>申請番号 23 番、所在が■■■字■■■番 ■外 ■筆で、地目が田及び畑、合計面積が 9,095 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。なお、渡人と受人は親族関係にあります。</p> <p>申請番号 24 番、所在が■■■字■■■番で、地目は畑、面積が 660 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。</p> <p>申請番号 25 番、所在が■■■字■■■番 ■外 ■筆で、地目は田及び畑、合計面積が 11,809 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営移譲、受人が経営継承で贈与するものであります。なお、渡人と受人は親子関係にあります。</p> <p>申請番号 26 番、所在が■■■字■■■番で、地目は畑、面積が 1,163</p>

m²、渡人が■■■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 27 番、所在が■■字■■番外■■筆で、地目は畑、合計面積が 969 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 28 番、所在が■■字■■番で、地目は畑、面積が 490 m²、渡人が■■■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 29 番、所在が■■字■■番■■で、地目は畑、面積が 319 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 30 番、所在が■■字■■番で、地目は畑、面積が 715 m²、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、よろしく申し上げます。

議 長

はい。事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

はい。異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 21 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 5 ページからです。

申請番号 8 番です。申請地は、■■字■■番■■、地目は田で、面積が 708 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地です。転用目的は住宅用地です。■■■■から■■

に入り約 mの場所に位置し、北を、南を、東及び西をに接しています。

利用計画についてですが、譲受人は申請地に住宅の建設を予定しています。盛り土等を行わず現状のまま整地する予定で、土砂の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。また、南側のは現在しており、隣接農地への影響はないものと考えられます。

生活雑排水は合併処理浄化槽で処理した後に、雨水とともに北側の農業用水路に排水する計画です。申請者は現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。また、農地法以外にその他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

農業用水路の維持管理を行っているから、排水について特に問題ない旨、意見書が添付されています。

転用に要する費用は、建築及び工事費で 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の住宅ローン事前審査結果書及び残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和2年10月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)で、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

尚、6月24日に地元の農地利用最適化推進委員の近藤正敏委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

続きまして、申請番号9番です。申請地は、字 番、地目は田で、面積が1,602 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。転用目的は植林用地です。

に入り約 kmの場所に位置し、北側、南側及び西側を、東側はに接しています。

利用計画についてですが、譲受人は申請地に杉の植林を行っています。

令和元年2月頃、申請地に杉の幼木を植栽済みであり、本件は追認案件で申請者の始末書が添付されています。

農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費として 円を見込んでおり、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のカの(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

尚、地元の最適化推進委員の河野秀行委員が現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。以上です。

議 長

はい、事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容

に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告のありましたとおり、問題ないとの事でありました。

補足としまして、同じく現地確認をしていただきました5番：河野利治委員及び2番：野田委員からも意見をいただきたいと思えます。

5番：
河野委員

はい。まず申請番号8番ですけれども、先ほど事務局から説明のありました通り、近藤推進委員と現地を確認いたしました。一般住宅を建築したいということであり、事務局の説明の通り諸条件も揃っておりますので、問題ないと思えます。以上です。

議 長

はい、野田委員。

2番：
野田委員

はい。申請番号9番の件でございますが、現地確認の結果、周囲が大きな杉で覆われており、水田栽培というのがなかなか難しいのではないだろうかというなかで、現在、植林をされているという状況でございます。以上です。

議 長

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第22号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第22号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。議案書6ページ、申請番号1番です。

申請地は、 字 番 、地目は田で、面積が677㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は、第1種中高層住居専用地域に該当します。

転用の目的は、一般住宅用地です。

申請地は、 から に入っ
てすぐの場所に位置し、北を 、西を 、東と南を に接しています。

申請人は、現在、 で、譲渡人とは親子関係にありま

す。

本申請地を借り受け、建築面積が [] m²の [] 建ての住宅建築を計画しており、利用計画から見て転用面積は適正と考えられます。

盛り土等を行わず現状のまま整地する予定で、土砂の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。

また、東と南側の [] からは十分距離をとって建築するため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

雨水につきましては、自然浸透方式で処理し、汚水は公共下水道に接続し処理する計画であります。

現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は建築費として [] 円を見込んでおり、すべて借入れによりまかなう計画で、事業費に見合う金融機関からの融資見込証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和2年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

転用許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のエの(イ)で、「第3種農地の転用は許可することができる」に該当します。

尚、6月24日に地元の農地利用最適化推進委員の近藤正敏委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。以上です。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告のありましたとおり、問題ないとの事でありました。

補足としまして、同じく現地確認をしていただきました5番：河野利治委員からも意見をいただきたいと思います。

5番：
河野委員

はい。この件に関しましても、先ほどと同じ日に現地を確認いたしました。申請人は親子関係であり、農地法的にも問題ないと思います。以上です。

議 長

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第 23 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。事務局から提案いたします。</p>
事務局	<p>議案第 23 号、農用地利用集積計画の決定について議案書の 8 ページになります。農用地利用集積計画 (案) についての権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号 2 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆で、地目が田及び畑、合計面積が 10,961 m²、渡人が■■■の■■■■さんです。受人が大分県農業農村振興公社で、農地売買支援事業により農家から公社への所有権移転を行うものであります。なお、その後、地域の担い手へ売却する予定です。</p> <p>申請番号 3 番、所在が■■■■字■■■■番で、地目が畑、面積が 9,748 m²、受人が■■■の■■■■さんです。</p> <p>申請番号 4 番、所在が■■■■字■■■■番で、地目が畑、面積が 10,054 m²、受人が■■■の■■■■さんです。</p> <p>3 番、4 番につきましては、前々回の第 2 回の総会で大分県農業農村振興公社が農地保有した案件で、今回は農地売買支援事業により、地域の担い手へ売却するものです。以上であります。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 24 号 農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の 19 ページです。</p>
事務局	<p>議案第 24 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が 19 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 40,571 m²、畑の面積が 58,664 m²の合計面積が 99,235 m²で、利用権を設定する農家数 24 戸、利用権の設定</p>

	<p>等を受ける農家数 12 戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積は 68,973 m²、使用貸借に係る面積は 30,262 m²、所有権移転に係る面積は 30,763 m²です。</p> <p>詳細につきましては 議案書 10 ページから記載していますのでご覧ください。以上です。</p> <p>議長 ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p> (ありませんの声)</p> <p>議長 無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p> (異議なしの声)</p> <p>議長 異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p> 次に、議案第 25 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。</p> <p>事務局 議案第 25 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。</p> <p> お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてですが、議案書の 14 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものであります。</p> <p> 最初に、別紙の農用地貸付調書の 1 ページで、借受者、 さんに 2 件の合計面積が 3,241 m²、2、3 ページで、 さんに 13 件の合計面積 14,285 m²、4 ページで、借受者、 さんに 12 件の合計面積が 16,225 m²の貸付がしめされております。以上です。</p> <p>議長 ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p> (ありませんの声)</p> <p>議長 無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p> (異議なしの声)</p> <p>議長 異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p>
--	--

た。

次に、議案第 26 号、非農地証明願についての審議を行います。
事務局から提案します。

事務局

議案第 26 号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。議案書の 21 ページからをご覧ください。

申請番号 7 番、所在が [] 字 [] 番 []、地目は畑で、面積 568 m²、申請人は、[] の [] さんです。申請の内容は、平成元年頃から耕作できなくなり、山林化してしまったということです。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められると考えます。

地元の農地利用最適化推進委員の瀬々義晴委員が現地確認を行い、非農地として問題はないとの意見をいただいています。

議 長

事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告のありましたとおり、問題ないとの事でありました。

これにご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを認めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。

事務局

報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。22 ページになります。

届出番号 7 番、所在が [] 字 [] 番地 []、地目が田で、面積が 236 m²で、貸人が [] の [] さんで、借人が [] の [] さんです。解約事由については、貸し人の都合で合意解約するものです。

続きまして届出番号 8 番、所在が [] 字 [] 番地 []、地目が田で、面積が 2,407 m²で、貸人が大分県農業農村振興公社で、借人が [] の [] さんです。解約事由については、借り人の都合で合意解約するものです。

届出番号 9 番、所在が [] 字 [] 番地、地目が田で、面

	<p>積が1,257㎡で、貸人が大分県農業農村振興公社で、借人は■■■■の■■■■さんです。解約事由については、借り人の都合で合意解約するものです。以上です。</p>
議 長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、次に、報告事項(2)農業用施設の届出について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項(2)農業用施設の届出がありましたのでご報告いたします。23ページをご覧ください。</p> <p>所有者は■■■■の■■■■で、所在が■■■■字■■■■番地■■■■で、地目が畑、面積が214㎡の内100㎡であります。届け出の内容ですが、母牛舎を建築したいということであります。施工期間が令和2年6月15日から令和2年8月31日であります。以上です。</p>
議 長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、次に、報告事項(3)農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項(3)、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。24ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、株式会社■■■■、有限会社■■■■、有限会社■■■■、農事組合法人■■■■であります。</p> <p>内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これを持ちまして、令和2年度豊後高田市農業委員会第4回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p>

午前10時28分
令和2年7月10日